

## 第6号様式別表5の2の2記載の手引

### 1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与額等の計算に関する明細書を添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「第1号 法第72条の2第1項 に 第3号 掲げる事業」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「報酬給与額①」、「純支払利子②」、「純支払賃借料③」及び「単年度損益④」	第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③、第6号様式別表5の5の③及び第6号様式別表5の⑯の各欄の金額をそれぞれ記載します。	
4 「付加価値額①+②+③+④⑤」	②又は③が負数の場合には、それを零として①+②+③+④を計算します。	
5 「2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算」の各欄	特定内国法人が記載します。	
6 「外国の事業に帰属する報酬給与額⑥」、「外国の事業に帰属する純支払利子⑦」、「外国の事業に帰属する純支払賃借料⑧」及び「外国の事業に帰属する単年度損益⑨」	(1) 法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により付加価値額を計算する法人にあつては、⑥の欄には外国の事業に帰属する報酬給与額を、⑦の欄には外国の事業に帰属する支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑧の欄には外国の事業に帰属する支払賃借料の額の合計額から受取賃借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑨の欄には第6号様式別表5の⑰の欄の金額を、それぞれ記載します。 (2) 法第72条の19後段に規定する方法（従業者数按分）により付加価値額を計算する法人にあつては、⑥から⑧までの各欄には①から③までの各欄の金額に⑩の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載し、⑨の欄には④の欄の金額と第6号様式別表5の⑩の欄の金額の合計額に⑩の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除して計算した金額をそれぞれ記載します。これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
7 「外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法」	法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては「区分計算」を、区分計算によることが困難で法第72条の19後段に規定する方法（従業者数按分）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては「従業者数按分」を○印で囲んで表示します。	
8 「外国の事業に帰属する付加価値額⑥+⑦+⑧+⑨⑩」	⑦又は⑧が負数の場合には、それを零として⑥+⑦+⑧+⑨を計算します。	
9 「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」及び「期末の総従業者数⑫」	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は法第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定による申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 (2) 収入金額課税事業（法第72条の2第1号第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う法人にあつては、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載します。 (3) 非課税事業を併せて行う法人にあつては、事業税を課され	(1) 法第72条の19前段に規定する方法（区分計算）により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人で、かつ、第6号様式別表5の2の3の⑧の欄の金額の計算にあたり従業者数を用いないで計算する法人は記載する必要はありません。 (2) (5)において、従業者の

	<p>ない事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。</p> <p>(4) 第6号様式別表5の⑰及び第6号様式別表5の⑳各欄に記載のある法人にあつては、これらの欄の人数を⑩及び⑫の各欄にそれぞれ転記します。</p> <p>(5) 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、⑩の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑫の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p>	<p>数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
<p>10「3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算」の各欄（⑬から⑳までの欄）</p>	<p>(1) ⑭、⑰又は⑳の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。</p> <p>(2) ⑮、⑱又は㉑の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払賃借料の額の合計額から受取賃借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。</p> <p>(3) ㉒及び㉓の各欄は、第6号様式別表5の④及び第6号様式別表5の④の各欄の金額をそれぞれ転記します。</p> <p>(4) ㉔、㉕又は㉖の各欄は、これらの欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、⑯、⑰又は⑱の各欄にそれぞれ転記します。</p>	<p>非課税事業を併せて行う法人が記載します。</p>
<p>11「報酬給与額㉓」、「純支払利子㉔」及び「純支払賃借料㉕」</p>	<p>㉓の欄には①の欄の金額から⑥の欄の金額及び㉒の欄の金額を控除した金額を、㉔の欄には②の欄の金額から⑦の欄の金額及び㉓の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を、㉕の欄には③の欄の金額から⑧の欄の金額及び㉔の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。</p>	